

始良市農業委員会総会議事録（平成31年4月）

1. 開催日時 平成31年4月26日（金） 午後1時30分～4時
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内飩 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	—
8番	坂元 廣幸	18番	市菌 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（11人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯・博信

欠席委員 11番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農業振興地域整備計画の変更（除外）について
8. 議案第 6号 農地あっせん申出（売渡希望）について
9. 議案第 7号 農地あっせん申出（借受希望）について

10. 議案第 8 号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画（貸借）の意見決定について
11. 農地あっせんの経過報告
12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
補佐兼農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
振興係長
振興係主査
加治木農林水産係長

	<p style="text-align: center;">始良市農業委員会総会議事録（平成31年4月）</p>
<p style="text-align: center;">事務局長</p>	<p>(大会議室に全員着席)</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>
<p style="text-align: center;">議 長</p>	<p>〔1. 総会の通告〕</p> <p>ただいまから、平成31年度第1回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は<u>18名中、18名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
<p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">事務局</p>	<p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p> <p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p> <p>資料により説明。</p>
<p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">委 員</p>	<p style="text-align: center;">————— 議事録署名委員の指名 —————</p> <p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>『異議なし』</p>
<p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議 長</p>	<p>それでは、15番委員、16番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会議書記の指名 —————</p> <p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇事務局長補佐兼農地係長と〇〇振興係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき</p>

議 長	<p>ます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p> <p>それでは、日程第 3、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1 番から 1 2 5 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は 4 月 3 0 日、契約の始期は 5 月 1 日をそれぞれ予定しております。</p> <p>契約年数につきましては、3 年間で 2 4 件、5 年間で 6 9 件、6 年間で 3 件、1 0 年間で 2 9 件で、合計 1 2 5 件となっております。面積につきましては、合計 2 1 8, 0 3 5 m²となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 2 3 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、総会資料の 2 1 ページ、1 1 6 番から 1 2 1 番までが 1 4 番委員、1 2 2 番が 8 番委員、1 2 3 番から 1 2 4 番が 4 番委員、1 2 5 番が 5 番委員の関連する議案となっております。</p> <p>こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1 番から 1 1 5 番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 1 1 5 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>

議 長	<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について1番から115番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第1号116番から121番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>116番から121番の関係者、14番委員の退席をお願いします。</p>
委 員	（14番委員退席）
議 長	<p>それでは、116番から121番について一括して、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第1号116番から121番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	〔賛成多数〕
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、116番から121番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>14番委員は着席してください。</p>
委 員	（14番委員着席）
議 長	<p>次に、122番の関係者、8番委員の退席をお願いします。</p>
委 員	（8番委員退席）
議 長	<p>それでは、122番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第1号122番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	〔賛成多数〕
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、122番については原案のとおり決定いたしました。</p>

		8番委員は着席してください。
	委員	(8番委員着席)
議長		次に、123番から124番の関係者、4番委員の退席をお願いします。
	委員	(4番委員退席)
議長		それでは、123番から124番について一括して、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それではお諮りいたします。議案第1号123番から124番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、123番から124番については原案のとおり決定いたしました。 4番委員は着席してください。
	委員	(4番委員着席)
議長		次に、125番の関係者、5番委員の退席をお願いします。
	委員	(5番委員退席)
議長		それでは、125番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それではお諮りいたします。議案第1号125番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、125番については原案のとおり決定いたしました。 5番委員は着席してください。

	委員	(5番委員着席)
		<p>—————</p> <p>議案第2号</p> <p>—————</p>
議長		<p>それでは、日程第4 議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>それでは、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、ご説明申し上げます。</p> <p>総会資料は、24ページを開いてください。今月の件数につきましては、1件でございます。</p> <p>それでは、1番について、ご説明します。</p> <p>譲受人、蒲生町下久徳在住の〇〇、譲渡人、鹿児島市在住の〇〇による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町北字唐船〇〇番〇、田、983㎡です。対価につきましては、総額450,000円、10アール当たり換算しますと、457,782円で、決定いたしました。</p> <p>以上で、議案第2号の説明を、終わります。</p>
議長		<p>ただいまの説明の1番に関連して、4番委員にあっせん経過報告をお願いします。</p>
	委員	<p>はい、4番委員が、農地あっせんの報告をいたします。</p> <p>蒲生町北字唐船〇〇番〇、田、983㎡について、4月17日午後2時より、蒲生総合支所本館2階2の3会議室において、譲渡希望者〇〇さん、代理人〇〇さん、譲受希望者〇〇さん、あっせん担当委員として、わたくしと、7番委員、9番推進委員及び事務局職員の立ち合いのもと、あっせんを行いました。結果につきましては、総額45万円、10アール当たりになると、457,782円で、無事成立いたしました。なお、今後の手続きとしましては、嘱託登記により、事務局で所有権の移転登記を行う予定になっています。</p> <p>以上、農地のあっせんの報告終わります。</p>
議長		<p>それでは、1番について、質疑に入ります。</p> <p>ただいま説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	委員	「質疑・意見なし」
議長		<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

委員	〔賛成多数〕
議長	<p>賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、1番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第5 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から6番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、25ページからでございます。今月の申請件数は、6件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから6ページに調査書がございますので、ご審議の参考として下さい。</p> <p>それでは、1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 亡 〇〇で、譲渡人は平成29年11月22日に死亡されております。生前贈与契約による所有権移転で、ちなみに最後の住所は、譲受人と同一で、譲渡人に法定相続人はおりません。これにつきましては、鹿児島地方裁判所にて、昭和30年(わ第60号)債権帰属確認等請求事件として、昭和30年5月14日付けにて、判決が確定した証明書が添付されております。これによりまして、相続ではなく贈与ということですので、農地法3条の許可が必要ということになります。</p> <p>以上で1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。4番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>平成31年4月15日の午前中、譲受人の〇〇さんと、立会人として、〇〇さんと、3人で面談し、調査いたしました。申請地のほうは、わたしが昨年まで借りて、稲を作っておりましたので、管理は行き届いていると思います。譲渡人は、立会人の〇〇さんと親戚というか譲渡人の本家筋にあたります。それで一昨年亡くなりまして、奥さんもその前に亡くなっておられまして、子どもさんもおられないということで、義理の弟の譲受人が、相続ということになりました。まあそれで、現在のところ初めての農業ということですね、今のところ、機械は当面は持ってはおりません。それでほとんどの農作業は、委託ということになるわけですけど、その委託先は、もう全部、立会人が、請け合うということ</p>

議 長	<p>でした。立会人は、一連の稲作の機械は全部揃っておりまして、これは問題ないと思います。わたしも、昨年まで借りて作っておりましたので、できる限りの加勢はしたいと、思っております。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p> <p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 永瀬在住の〇〇。譲渡人 永瀬在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、住吉字トウベ〇〇番 田、永瀬字宮原〇〇番 田、永瀬字中山〇〇番 田、永瀬字中山〇〇番〇 田の合計4筆面積が計が3, 509㎡となります。</p> <p>以上で2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委 員</p> <p>はい。2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>平成31年4月13日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人〇〇さんは、〇〇造園建設の息子さんと、今年から企業が農業に参入するという事で、利用権設定の田んぼと、自己所有の田んぼと合わせて、初年度は、約1ヘクタールを耕作いたします。今後は規模を段々と広げ、将来は約20ヘクタールにする予定であります。労働力は従業員の一を農業従事専用で雇い入れ、現在1回目の耕運を始めております。機械につきましては、トラクター、田植機はリースで対応し、コンバイン、乾燥機については、秋までに購入する予定であります。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>それでは、3番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人 岡山県在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字岩迫〇〇番田、同字下水流〇〇番〇 田の合計2筆で面積が合計で2, 089㎡となります。</p> <p>以上で3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、18番委員に調査の結果並びに補</p>

	<p>足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。18番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>平成31年4月17日午後、事務局と現地を訪問し、代理人の行政書士さんと立ち合いのもと、申請地を調査いたしました。耕作は本人さんがされるんですが、機械のほうは、刈払機1台だけの、持ってらっしゃるといふことで、ほかは全部委託されるそうです。それで収穫方法だけが、委託されている方と一緒にしたいといふことで、されるそうです。ほかは、ありません。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 下名在住の〇〇。譲渡人 北山在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、下名字餅田〇〇番〇 田、それと下名字区辺ケ宇都〇〇番〇 田、それと下名字水流田〇〇番〇 田、合計3筆の3,349㎡です。</p> <p>以上で4番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の4番に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。13番委員です。</p> <p>平成31年4月13日に、譲受人宅を訪問し、聞き取り、申請地を調査しました。譲受人は、愛知県の名古屋空港を退職し、山田に移住された方で、家の持ち主がですね、田んぼまで、買うてくれといふことで、わざわざ、北山の姉さんに言って、登録移転して、自分のものになったといふことで、機械もトラクター、田植え機、管理機、軽トラック、これもまた、自分で購入し、倉庫まで建築中です。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>以上で、報告終わります。</p>
議長	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、5番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>総会資料は26ページです。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字火口田〇〇番〇 田の469㎡です。</p>

議 長	<p>以上で5番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の5番に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。6番委員でございます。</p> <p>4月の13日朝方でしたけども、譲受人宅に出向き、聞き取り調査をいたしました。まず、言えることは、譲受人は宅建業者の社長でございます。加治木町でも有名な方でございます。機械とか、労力とかこういうものは、すべて、委託・リースでやっているとのことでございます。技術とかそういうものに対しては、支障はないというようなことで、ございます。農作業の事業とか、経営面積も7反ぐらい作っていることを、おっしゃいました。以上でございます。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、6番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人は2名でございます。一人は蒲生町米丸の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字枝宮〇〇番〇 畑の1筆。面積が829㎡です。もう一人の譲渡人は、蒲生町上久徳の売買による所有権移転です。蒲生町米丸字枝宮〇〇番〇 畑の703㎡です。合計2筆の面積が1,532㎡です。</p> <p>以上で6番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の6番に関連して、10番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。10番委員です。それでは、報告いたします。</p> <p>平成31年4月14日午前9時、譲受人親子に会い、聞き取りを行いました。申請地を調査しました結果、申請地はきれいに耕作されていました。機械は、管理機1台と刈払機2台を所有されていました。あとの作業は委託されるとのことでした。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

	委員	[挙手]
議長		1番委員。
	委員	1番委員です。 下限面積の件ですけども、先月の総会において、下限面積が20アールに緩和されましたよね。資料を見ますと、依然として、経営面積が30アールとありますけども、これは20アールと解してよろしいんですよね。
議長		事務局。
	事務局	はい、そのとおりでございます。4月1日から20アール以上となっております。
議長		ほかにございませんか。
	委員	[質疑・意見なし]
議長		それではお諮りいたします。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から6番については、原案のとおり決定いたしました。
		————— 議案第4号 —————
議長		次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は27ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、加治木町日木山在住の〇〇。土地の所在は、加治木町日木山字通山〇〇番〇 田 455㎡です。

議 長	<p>申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり は10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断され ます。転用目的は山林で、理由といたしましては、日当たりが悪くて、 収穫が出来ないため、くぬぎを植えたいということです。自己資金で対 応し、改良区等は、ございません。また、被害防除計画書が添付されて おります。</p> <p>以上で、1番の説明を、終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、12番委員に調査の結果並びに補 足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。12番委員でございます。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問 題ありません。申請地の位置ですが、長谷公民館から北に約500mの 位置でございます。被害防除といたしまして、現況が、東が田、西が田、 南が山林、この山林となっておりますが、崖が10m以上ありまして、 崩れておりまして、この田んぼに崩れております。そのままの状態 で放置してありました。北が雑種地でございます。それと、隣接地との緩衝 確保ですが、東と西に田んぼがある以上、「5m位は緩衝地をとってくだ さい。」と、申請人をお願いしたところ、了承されました。以上でござ います。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であ る。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許 可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としまし ては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決 定の1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 す。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について の1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の 委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の 処分決定についての1番については、原案のとおり意見の決定及び許可 が決定いたしました。</p>

議案第5号

議長

次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。

1番から23番について説明をお願いします。

まずは、1番について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、28ページから33ページでございます。今月の申請件数につきましては、23件となっております。

それでは、1番につきまして、ご説明いたします。

譲受人 株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇他1名。土地の所在が、平松字蟹田〇〇番〇 畑、同じく字蟹田〇〇番〇 畑、計2筆で、合計面積が20.49㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されておまして、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、これを宅地造成して、売買するというもので、なっております。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、始末書と被害防除計画書が添付されております。こちらのほうにつきましては、隣接宅地の〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇と一体利用で、全事業面積が683.46㎡となっております。

以上で、1番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

1番推進委員です。調査報告を行います。

農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、重富中学校から、南に約100mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西が宅地、南は宅地、北 市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。

以上で、終わります。

議長

次の、2番について事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。

譲受人は、西餅田の〇〇自治会代表者〇〇。譲渡人は、東京都日野市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字楠元〇〇番〇 畑、29㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されておまして、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目

<p>議 長</p>	<p>的は通路で、理由としましては、隣接地にゴミステーションを建築するため、通路として使用したいとのごことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>1番委員です。</p> <p>面積が29㎡ですが、農地区分が第3種農地で、問題ございません。申請地の位置は、楠元自治公民館の隣接というか、接しているところがございます。被害防除ですけども、すべて、東西南北とも、宅地に囲まれております。申請実現の確実性ですけども、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は特にございませぬ。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、ございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 霧島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇。土地の所在が、東餅田字上古川〇〇番〇 田、468㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は店舗で、理由のほうは、申請地を取得して、車のタイヤ販売店舗を建築するというごことでございます。自己資金で対応し、土地改良区の意見書がございませぬ。また、被害防除計画書の添付がされております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。8番推進委員です。報告します。</p> <p>農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、高樋団地から南東100mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 宮島町の〇〇株式会社 代表取締役〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇。土地の所在が、西餅田字百田〇〇番 田、1, 4 1 4 m²です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、申請地を取得して、宅地分譲1区画を、造成しますとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画書の添付がされております。 以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。8番推進委員です。調査報告を行います。 農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、県立始良高等技術専門学校から東に10mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が市道、南は田、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金の証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 加治木町反土の有限会社〇〇取締役〇〇。譲渡人 兵庫県西宮市在住の〇〇。土地の所在が、西餅田字楠元〇〇番 畑、7 0 2 m²です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、申請地を買い受け、建築資材置場とするということです。自己資金で対応し、こちらのほうは、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。 以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。1番委員です。ご説明申し上げます。 農地区分は、第3種農地で、問題ございません。申請地の位置ですが、楠元公民館から北に約150mの位置でございます。被害防除で</p>

<p>議 長</p>	<p>すけども、東が里道で、あと西側、南側、北側、すべて宅地でございます。自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項ですけども、特にごさいません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 東京都日野市在住の〇〇。土地の所在が、西餅田字楠元〇〇番〇 畑、16㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、自宅の来客用の駐車場が手狭なためということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画が添付されております。隣接地の〇〇番〇宅地と一体利用となっており、全事業面積が39.42㎡となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委 員</p> <p>はい。1番委員です。</p> <p>農地区分が、第3種農地で、問題ございません。申請地の位置ですけども、楠元公民館の隣、隣接地でございます。被害防除現況としましては、東から北まで、すべて宅地でございます。自己資金証明もあり、確実でございます。条件及び特記事項ですけども、特にごさいません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 松原町在住の〇〇。譲渡人 福岡県宗像市在住の〇〇他1名。土地の所在が、松原町3丁目〇〇番〇 畑、面積のほうは215㎡のうち209㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 54.75㎡で、理由としましては、現在、借家住まいで、子供も成長し、手狭になったので、一般自宅を建築いたしますとのことです。融資で対応しまして、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が</p>

議 長	<p>添付されております。 以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>18番委員です。</p> <p>立地基準、農地区分は、農地区分、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置、松原たいこ公園から、北東に約250mの位置です。被害防除現況といたしまして、東に宅地、西に宅地、南が市道、北に宅地です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり確実ある。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p>
議 長	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 松原町在住の〇〇。譲渡人 福岡県宗像市在住の〇〇他1名。土地の所在は、松原町3丁目〇〇番〇 畑、215㎡のうち5.58㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地拡張で、理由としましては、測量をしてみたら境界が越境している事が判明したため、宅地拡張して、現況のとおりに合わせていということでございます。資金のほうは、現状どおり使用のため、不要です。改良区のほうも、区域外のため、不要となっております。また、始末書と被害防除計画書が添付されてございます。こちらのほうにつきましては、隣接地の〇〇番〇宅地と一体利用しまして、全事業面積が、258.50㎡となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。18番委員が、報告いたします。</p> <p>立地基準、農地区分は、第3種農地で、問題なし。申請地の位置、松原たいこ公園から、北東に約250mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地。実現の確実性といたしましては、贈与のため確実である。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p>
議 長	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 広島県安芸郡在住の〇〇。土地の所在が、池島町〇〇番〇 畑、241㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で、理由のほうにつきましては、自己用の住宅を一棟建築したいとのごことでございます。融資で対応しまして、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>はい。1番委員です。</p> <p>農地区分が、第3種農地で、問題ございません。申請地の位置ですが、啓明幼稚園から北西に約150mの位置でございます。被害防除ですが、東が市道で、西が宅地、南が宅地、西が宅地という状況です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実でございます。7番の条件及び特記事項ですが、特にございませぬ。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 始良郡湧水町在住の〇〇。土地の所在は、平松字嶽前〇〇番 畑、370㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所で、理由につきましては、太陽光発電所を設置し、生計の安定を計りたいとのごことでございます。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>推進委員1番です。調査報告を行います。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、インフラテック始良工場から北に約50mの位置です。被害防除現況としまして、東が里道、西が宅地、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性としまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、</p>

<p>議 長</p>	<p>特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、11番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、11番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借り人 蒲生町下久徳在住の〇〇。貸し人 蒲生町西浦在住の〇〇の、こちらにつきましては、親子の使用貸借となります。土地の所在は、蒲生町北字唐船〇〇番〇 田、〇〇番〇 田、計2筆で合計面積が1,574㎡です。申請地につきましては、農用地区域内の用地であり、土地改良事業もありますので、農地区分につきましては、農用地区域内農地となります。転用目的は堆肥舎で 1棟 462㎡で、理由につきましては、堆肥舎の整備により、良質堆肥の生産が可能となり、圃場への堆肥散布が、効率的になるためということです。こちらのほうにつきましては、補助金と融資で対応し、改良区のほうは、用途変更のため、不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。こちらにつきましては、農用地区域内農地であるため、県の農業会議ネットワーク機構への、意見聴取案件となります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、農用地地域内農地であるが、用途区分変更後は、農用地利用計画指定用途に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、高山産業大楠工場から、東に約200mの位置であります。被害防除現況ですが、東は河川、西が農道、南が田んぼ、北が田んぼの隣接農地との日照確保有りで、緩衝地4mであります。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、なし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、12番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇。土地の所在が、加治木町木田字今市〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計2筆、611㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の</p>

<p>議 長</p>	<p>用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅と通路で 1棟 112㎡です。理由につきましては、自己用の永住家屋の建築をすることとさせていただきます。融資で対応し、改良区のほうは、意見書がございます。また、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。3番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題なし。申請地の位置は、川野保育所から、北に20mの位置。被害防除現況は、東宅地、西宅地、南畑・雑種地、北宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、13番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、13番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 平松の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇。土地の所在が、東餅田字下古川〇〇番〇 田、86㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は看板用地で、理由としましては、当社の看板を設置する計画とさせていただきます。資金のほうは、自己資金で対応し、改良区のほうは、すでに除外済のため不要となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。8番推進委員です。報告します。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、イオンタウンから、北に20mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南は市道、北は農道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、14番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、14番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 協元の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字下亀泉院〇〇番〇 畑、327㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地拡張で、理由としましては、当地を有料老人ホームの宅地拡張計画をされるということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付があります。隣接宅地である〇〇番、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇と一体利用となっており、全事業面積が2,740.69㎡でございます。 以上で、終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。8番推進委員です。報告します。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、老人ホームのどこから、東に隣接地の位置にあります。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南も宅地、北は雑種地ほか畑になります。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、15番について事務局の説明を求めます。</p> <p>15番につきまして、ご説明いたします。 借り人 加治木町木田在住の〇〇。貸し人 同じく加治木町木田在住の〇〇の、親子による、使用貸借となります。土地の所在が、加治木町木田字後庵〇〇番〇 畑、97㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で、理由としましては、母より申請地を使用貸借し、自己住宅を建築したいとのことです。融資で対応し、土地改良区の意見書がございます。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、ございます。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。3番委員です。報告いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、西江口団地から、西に10mの位置です。被害防除現況、東が市道、西が市道、南が水路、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上、終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、16番について事務局の説明を求めます。</p> <p>16番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 南九州の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人 福岡県福岡市在住の〇〇。土地の所在は、船津字城ヶ崎〇〇番〇 畑、17㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未滿の区域内の農地であり、農地区分は、第2種農地と判断されます。転用目的は倉庫で、理由としましては、隣地に住宅を工事中のため、申請地に自己の倉庫を建築したいとのことでございます。自己資金で対応し、改良区のほうにつきましては区域外のため、不要となります。また、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>2番委員です。それでは、報告をいたします。</p> <p>農地区分は、2種の農地でございますが、その他の農地に該当するため、問題はございません。申請地の位置でございますが、船津温泉から、北西へ約250m。土留工法といたしまして、塀ブロック0.6、造成は盛土の0.3でございます。被害防除の現況といたしまして、東が宅地、西も宅地、南が市道、北が河川でございます。申請の実現の確実性でございますが、資力は自己資金、面積は適当でございます。自己資金証明もあり、確実であると。関係機関とは、すべて、不要でございます。特に、条件等はございません。立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、17番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、17番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 京都府亀岡市在住の〇〇。土地の所在が、寺師字蒲傘田〇〇番〇 田、499㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未滿の区域内の農地であり、農地区分は、第2種農地と判断されます。転用目</p>

<p>議 長</p>	<p>的は貸事務所で、理由としましては、申請地を取得し、父が経営している電気工事会社の事務所用地と駐車場として、貸したいということでございます。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。</p> <p>以上で、終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>2番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、2種農地でございますが、その他の農地に該当するため、問題はございません。申請地の位置でございますが、寺師公民館から、西に約100m。造成工法といたしまして、盛土0.2から0.3、土留といたしまして、土羽芝張で0.2から0.3、被害防除でございますが、東、西が道路、南が県道、北が道路でございます。申請の実現の確実性でございますが、自己資金、面積は適当でございます。自己資金証明もあり、確実である。関係機関とは、すべて、不要でございます。特記事項は、特にございませぬ。転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、18番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、18番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>東餅田の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は 蒲生町久末在住の〇〇。土地の所在が、蒲生町久末字二月田〇〇番 田、1, 469㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地の区分は、第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由としましては、クヌギ(しいたけの原木)を植林するためとなっております。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要ということです。また、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。4番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、フォントナの丘から西に100mの位置であります。被害防除現況ですけれども、東が山林、西が田、南が原野、北が田。申請実現の確実性ですけれども、自己資金証明もあり、</p>

<p>議 長</p>	<p>確実であります。条件及び特記事項、なし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上、報告終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、19番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、19番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市草牟田在住の〇〇。土地の所在が、平松字蟹原〇〇番〇 畑、〇〇番〇 畑、計2筆で合計面積が494㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で 1棟 96.05㎡。理由につきましては、借家住まいで手狭であり、地理的利便性の良い申請地に、自己の住宅を建築するということです。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。また、顛末書と被害防除計画書の添付がございます。こちらにつきましては、既に、前の古い家が建っております関係で、追認案件として、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p> <p>以上で、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>1番推進委員です。報告を行います。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、重富中学校から、南西に約100mの位置です。被害防除現況としまして、東が市道、西が宅地、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、20番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、20番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>東京都港区の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人 霧島市在住の〇〇。土地の所在が、加治木町木田字須崎〇〇番〇 畑、〇〇番〇 畑の計2筆、合計面積が1,279㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所で、理由につきましては、</p>

議 長	<p>ビジネスとして取り組むため、太陽光発電施設に、農地転用をしたいとのことです。自己資金で対応し、改良区の意見書があります。また、被害防除計画の添付があります。</p> <p>以上で、終わります</p> <p>ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。3番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、あいから自動車学校から、北に10mの位置です。被害防除現況は、東が畑、西が堤防、南が市道、北が水路。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>次の、21番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、21番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>東京都西東京市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人 霧島市在住の〇〇。土地の所在が、西宮島町〇〇番〇 畑、343㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は建売住宅で2棟 107.32㎡です。理由としましては、申請地の譲渡を受けて、建売住宅を建築したいとのことです。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上で、終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>18番委員が、報告します。</p> <p>立地基準、農地区分は、第3種農地で、問題なし。申請地の位置、サテライトショップ始良から、西に100mの位置。被害防除現況は、東に宅地、西に宅地、南が宅地で、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり確実である。特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次の、22番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは、22番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 永池町の社会福祉法人〇〇理事長〇〇。譲渡人 東京都千代田区在住の〇〇。土地の所在が、永池町〇〇番〇 畑、393㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、職員及び保護者用の駐車場として、利用したいとのことです。自己資金で対応し、改良区につきましては、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>1番推進委員です。報告を行います。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、池島保育園の隣接地です。被害防除現況としまして、東が市道、西が宅地、南が雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、終わります。</p>
議 長	<p>次の、23番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは、23番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 東京都府中市在住の〇〇。土地の所在が、東餅田字上牟田〇〇番〇 田、290㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で1棟 99.37㎡です。こちらは、自宅を建築し、永住する目的ということでございます。融資で対応し、改良区につきましては、除外済のため、不要となります。また、被害防除計画の添付がございます。隣接地の〇〇番〇の一部41.39㎡と一体利用しまして、全事業面積が331.39㎡となっております。</p> <p>以上で、終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>18番委員が、報告いたします。</p> <p>立地基準、農地区分は、第3種農地で、問題なし。申請地の位置は、十日町公民館から、南に150mの位置です。被害防除現況としまして、</p>

議 長	<p>東に宅地、西に宅地、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性としまして、融資証明もあり確実であります。特記事項は、特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p> <p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から23番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から23番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から23番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については「意見聴取」いたします。</p>
議 長	<p>————— 議案第6号 —————</p>
	<p>次に、日程第8 議案第6号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。</p> <p>1番ついて事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は34ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。</p> <p>それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は加治木町木田在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は加治木町木田字鍛冶屋田〇〇番、田、1、541㎡のうち390㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛土をして畑、理由としましては、野菜を栽培するためということでございます。また、被害防除計画の添付がございます。</p> <p>以上で、終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>2番委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、3種農地でございます。申請地の位置でございますが、かじのき保育園より、南東に約200m。造成工法といたしまして、盛土0.3m、土留といたしまして0.3m、被害防除の現況でございますが、東が水路、西が田、南が田、北が田でございます。申請実現の確実性でございますが、面積は適当、今、現在も野菜を作っており、確実である。関係機関は、土地改良区の意見書が、ございます。ほかは、ございません。特記事項等もなしでございます。総合意見といたしましては、承認意見でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についての1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第6号、農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第6号、農地の利用目的変更願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第7号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第9 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（除外）についてを議題に供します。1番から2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）について、ご説明いたします。総会資料は35ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、蒲生町下久徳在住の〇〇、変更区分は、農用地区域除外です。土地の所在が、蒲生町下久徳字上原田〇〇番 田、〇〇番 田、計2筆で、合計面積が784㎡です。変更前の用途区分は農地でありまして、補助事業との関連が、平成12年の県営中山間地域総合整備事業（下久徳地区）ということで、関連がございます。変更後の用途としまして</p>

議 長	<p>は、資材置場であり、理由につきましては、造園用の資材置場として、利用したいということです。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>9番推進委員が、報告いたします。</p> <p>農地区分としましては、農用地区域内農地であります。申請地の位置は、蒲生高校から南東に500mの位置にあります。造成工法としましては、盛土が0.3mです。被害防除現状としましては、東が田、西が田、南が農道、北が水路になっております。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は特にありません。総合意見としましては、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、福岡県福岡市の〇〇株式会社センター長〇〇、変更区分は、農用地区域除外です。土地の所在が、北山字小平〇〇番 田、789㎡のうち16㎡です。変更前の用途区分は農地、補助事業につきましては、ございません。変更後の用途は、無線基地局であり、理由としましては、電気通信事業用無線基地局を建設し、良好な携帯電話サービスを提供するためとなっております。</p> <p>以上で、終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。15番委員です。</p> <p>申請地の位置は、山花公民館から北に約50mの位置です。被害防除の現況としまして、東が市道、西が県道、南が原野、北が田になります。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実である。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（除外）についての1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（除外）についての、1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（除外）についての、1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第8号 —————</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第10 議案第8号、農地あっせん申出（売渡希望）についてを議題に供します。</p> <p>1番から4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第8号 農地あっせん申出（売渡希望）について、ご説明申し上げます。総会資料は36ページでございます。今月の申請につきましても、4件となっております。参考資料につきましては、109ページから112ページにありますので、参考にしてください。</p> <p>それでは、1番をまず、ご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、売渡です。土地の所在は、寺師字宮田ケ平〇〇番 田、2, 117㎡です。申請人は寺師在住の〇〇です。譲渡希望価格は10a当たり40万円となっております。</p> <p>1番については、説明を終わります。</p> <p>それでは、2番をご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、売渡です。土地の所在は、蒲生町上久徳字釵御前〇〇番 田、それと字梅ケ丸〇〇番〇 田、それと同字〇〇番〇 田、それから蒲生町米丸字丸田〇〇番〇 田です。合計が4筆、面積の計が、5, 566㎡となります。申請人は蒲生町上久徳在住の〇〇です。譲渡希望価格は農業委員会一任となっております。</p> <p>以上で、2番について終わります。</p> <p>次に3番について、ご説明申し上げます。</p> <p>内容につきましては、売渡です。土地の所在は、住吉字塚田〇〇番 田、字岩崎〇〇番〇 田です。合計2筆、面積の計が2, 894㎡となります。申請人は加治木町反土在住の〇〇です。譲渡希望価格は農業委員会一任となっております。</p> <p>3番についての、説明を終わります。</p> <p>次に4番について、ご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、売渡です。土地の所在は、寺師字宮田ケ平〇〇番 田、1, 346㎡です。申請人は寺師在住の〇〇。譲渡価格は10a当たり10万円となっております。</p>

	<p>4番についての、説明を終わります。</p> <p>以上で、議案第8号の説明を終わりますが、参考でございますが、1番と4番につきましては、昨日25日でございますけど、今、農業委員会の3月で買受希望を出していらっしやった、〇〇さんという方が、来庁されまして、買いたいということでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第8号 1番から4番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[挙 手]</p>
議 長	<p>5番委員。</p>
委 員	<p>2番目なんですけども、一番下にあります、蒲生町米丸字丸田です。これ、わたしが作っている所でした。3年前、1回作ってくれということで、石油を入れて、整地をして作りましたけど、1年で返してくれということで、また、本人が作られました。それで、また1年したら、また作らんということで、また、今年も作ってくれということで、この後ですね、中間管理機構の農地利用集積計画にも入ってたんですけども、一応、10年契約をしているんですよ。これを、わたしなんか、全然知らんうちに、その合意解約も出てないのに、こういう風にしていいのかな、そういうのを、ちょっと不信に思ったもんですから、質問させていただきます。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>こちらのほうにつきましては、売渡のあっせんということで、申請がされておりますが、なかなか、皆さんご存知のとおり、売渡の件につきましては、すぐすぐ買い手が見つかるかどうか、わかりません。なので、合意解約はせずに、そのまま売れるまでは、そのまま耕作出来るのが、一番荒らさないでいい状況だということで、それが契約になる前に、合意解約ということで、提出していただいて、そのまま売渡の手続きに入る予定ではあります。なので、売れるという話が決まるまでは、そのまま引き続き、耕作してもらっても構わないかなと、思われます。</p> <p>以上です。</p>
委 員	<p>それは、そっちの話なんですけども、もしこれが出て、買いたいちゅったら、わたしなんかは、作れないんですよ。それを、もう5月ですよ。もういっき、種を播かないかんというところに、あっせん委員をどうしてん今日3人見つけてですね、もし、すぐ買い手がついた場合は、わたしなんかどうすれば良いんですかね。そういう、まあ、あの補償じゃないんですけども、補償をもらったら、もう構いませんけれども。ど</p>

事務局	<p>ういうことですかね。みんなだと思っんですけれども。</p> <p>今の、ご質問につきましては、やはり、今、おっしゃられるように、途中でもう全く、返すという訳にいかないの、もちろん、契約上は、そこで途中で、成立すれば契約するんですけども、農地の引き渡しについては、収穫後の引き渡しと、切りの良いところでの、引き渡しということで、対応していただきたいと、思います。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>わかりました。</p> <p>それは、本人さんは、ちゃんとわかっていらっしゃるんですよ。一作、作ったら、一作作るまで、終わるまで、売れませんかということは、わかってるんですね。それだけ、しっかりしておけば、ないも問題ないんですけども。途中で売れた場合とか、そういうことは、だって、一作、もうほら、6月は植えんならんわけですよ。そいを売れたで、途中で、返せっくれちゃう訳にはいかんでしょ。ちょっと曖昧かなと思いたいもするんですけどね。そいを載せて一作まっちょっくれと、最初から、一筆入ってもらわんと、もう向こうも多分お金がいると思っんですよ。要るからこいに載したと思っんですよ。わかるんですけども、いざ、その田を作ったらですね、もう収穫まで待ちょもらわんと困るもんですから。確実にこっちの地主さんの方に、そこを伝えてもらえれば、なんも、問題ございません。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>今の話でございますが、今、おっしゃるようによすね、一応、あっせんの申し出の時に、ちゃんと、小作人の方にも、話をするよようにということで、話がしておるところではございませが、6番委員には、話が無かったということで、今のような状態になっております。なので、契約自体が途中で、成立して、お金の受け渡しは、その途中でされても良いかもしれないんですけども、ただ引き渡しのほうは、収穫後ということで、説明をしているところで、ございませ。</p> <p>以上です。</p> <p>それから、中間管理機構を通していますので、そちらのほうにつきましても、農政と協議しながら、対応していきたいと思っんです。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>[挙手]</p>
議長	<p>6番委員。</p>
委員	<p>目が覚めることを、お話しませ。いいですか。</p> <p>今のこの、1番と4番のところなんですけども、場所的にほんの近くですよ。ほいで、うしろを見ると反当40万、片方は10万、こういう希</p>

議 長	望が出ていますが、なんか、これには意味があるのか。ちょっと、聞いてみたいと、思います。
事務局	事務局。 4番の〇〇さんの分につきましては、ほかの〇〇さん所有の土地も一緒に買ってほしいということですね。申し出ていらしゃいまして、あとですね。買われる〇〇さんのほうには、あまり相場より安い値段ではあっせん出来ませんよと、ということで申し上げております。で、あまり低い値段で買われる場合は、もうあっせんはしませんよということです。あと、3条で出していきたいことを、話しております。
委 員	[挙 手]
議 長	2番推進委員。
委 員	今、この1番と4番という話があるんですが、1番と4番については、〇〇さんという方が、売買契約で買ったということで、あります。それで、1番の値段につきましてはですね、4番のほうを10万円で買ったので、1番のほうは2反ちょっとですかね。2, 117㎡。これを20万円で買ったということで、あります。 以上です。
事務局	今、聞きましたけど、売買が終了しているようであれば、このあっせんには、かけられませんので、その旨、伝えておきます。また後で、総会資料を、確認を取ります。
事務局	先ほど、2番推進委員の方から、話があったことが、事実であれば、昨日、その買受をしようとする方が来られたんですけど、そのような話が一切無かったものですから、こちらの方は確認を取って、皆さん方に、ご報告したいと思います。それで、議案第8号の1番と4番につきましては、一旦、保留とさせていただきます、思うんですが、議長には、その提案を、委員の皆様方に諮っていただきたいと、思います。 よろしく、お願いいたします。
議 長	ほかに、ございませんか。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第8号 農地あっせん申出（売渡希望）の1番と4番については保留として、2番と3番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。

<p>委員</p> <p>議 長</p>	<p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第8号、農地あっせん申出（売渡希望）の2番と3番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第8号の農地あっせん申出（売渡希望）に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦他薦いづれでもよろしいです。</p>
<p>委員</p> <p>議 長</p>	<p>「意見なし」</p> <p>意見がないようでございますので、いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。よろしいでしょうか。</p> <p>議案第8号 農地あっせん申出（売渡希望）についての、</p> <p>2番につきましては、10番委員、10番推進委員、</p> <p>11番推進委員に、お願いしたいと思います。</p> <p>次に3番につきましては、14番委員、2番推進委員、</p> <p>4番推進委員に</p> <p>お願いしたいと思います。</p>
<p>委員</p> <p>議 長</p>	<p>「はい」</p> <p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。</p>
<p>————— 議案第9号 —————</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第10 議案第9号、農地あっせん申出（借受希望）についてを議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第9号 農地あっせん申出（借受希望）について、ご説明いたします。総会資料は37ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件でございます。参考資料は113ページから114ページになりますので、参考にしてください。</p> <p>それでは、1番をご説明いたします。</p> <p>内容につきましては、借受です。申請者は平松在住の〇〇。希望地区は平松、船津、永瀬、希望面積は5,000㎡の田で、水稻を提出しております。希望期間は5年間。希望小作料は農業委員会に一任となっております。よろしく願いします。</p> <p>先ほど、ございましたように、先に受け付けるかどうかの審議をしていただいて、それから、あっせん委員を決めていただくという、農業委員、推進委員さんの方が、情報をいっぱい持っていらっしゃるの、そちらの方がよろしいと思いますので、よろしく願い申し上げます。</p>

議 長	ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第9号、1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	事務局 「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第9号、農地あっせん申出（借受希望）の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第9号、農地あっせん申出（借受希望）の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第9号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長	1番推進委員。
	委 員 わたしの担当地区になっていますので、あっせん委員を引き受けます。
議 長	今、1番推進委員が引き受けられましたが、もう一人いらっしゃいませんか。いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 14番委員にお願いしたいと思います。
	委 員 「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願ひいたします。
	————— 議案第10号 —————
議 長	次に、日程第12 議案第10号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。
	事務局 はい。それでは、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。 なお、資料40ページの32番から33番が3番委員、34番から39番が5番委員、40番が4番委員に係る案件となっており、農業委員会

法第31条の規定の、議事参与の制限により、議事に参加はできませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、総会資料の38ページを、お開きください。まず、今回の利用権設定開始日及び、貸借期間が平成と元号がなっておりますが、県の公社のほうに確認をとりましたところ、平成で募集のほうも設定していたことから、本市の農業委員会の決定及び、市の公告につきましては、元号、平成のままで良いということでの回答でしたので、申し添えておきます。本日の審議は、開始日も平成で、よろしくお願いいたします。今回、始期は、平成31年6月1日から設定する、平成31年募集期1期について、審議していただきます。まず利用権を設定する者の氏名、または、名称につきましては、39ページから40ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名、または、名称につきましては、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人 です。本案件は、募集期が3月で、本市で配分計画案を作成したのちに、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで、効力が発生します。総会資料の41ページを、お開きください。A3で折込みがしてございますが、A3の横開きとなります。今回中間管理機構を借主として、利用権を設定をしようとする者は、全体で40件、申請面積は、45,607㎡です。設定する期間は1年8月が2件、2年6月が2件、6年8月が2件、7年6月が1件、8年が2件、8年2月が1件、8年6月が4件、8年7月が3件、10年が22件、19年2月が1件です。借換区分別集計につきましては、今回の設定地域が、木津志地区、住吉地区、加治木町小山田地区、蒲生町上久徳地区、白男地区、米丸地区、北地区となります。それぞれの地区の内訳につきましては、まず木津志地区につきましては、全体で4筆の、面積6,385㎡となっており、借換区分別につきましては、新規が1筆、面積1,388㎡、権利別は使用貸借のみ、期間別は10年です。次に載せ替えは3筆、面積4,997㎡、権利別は貸借のみ、期間別はすべて10年です。続きまして住吉地区について、ご説明します。申請は全体で1筆、面積1,760㎡、借換区分別は新規のみ、権利別は使用貸借のみ、期間別は19年2月です。続きまして、加治木町小山田地区について、ご説明いたします。申請は5筆、面積4,308㎡、借換区分別は新規のみ、権利別は貸借のみ、期間別は8年6月が3筆、10年が2筆です。次に蒲生町上久徳地区につきましては、全体で申請は16筆、面積20,145㎡となっており、借換区分別につきましては、新規が7筆、面積7,321㎡、権利別は貸借のみ、期間別は8年が2筆、8年2月が1筆、8年6月が1筆、10年が3筆です。次にA to Aが5筆、面積6,097㎡、権利別は貸借のみ、期間別はすべて10年です。次に載せ替えは4筆、面積6,727㎡。権利別は貸借のみ、期間別はすべて10年です。続いて蒲生町白男地区につきましては、全体で申請は3筆、面積2,956㎡、借換区分別は新規のみ、権利別は使用貸借が1筆、貸借は2筆、期間別はすべて8年7月です。次に蒲生町米丸地区

	<p>につきまして、全体で申請は7筆、面積6,449㎡となっており、借換区分別は新規のみ、権利別は賃貸借のみ、期間別は1年8月が1筆、6年8月が2筆、10年が4筆です。最後に蒲生町北地区につきまして、全体で申請は4筆、面積3,604㎡で、借換区分別は新規のみ、権利別は使用貸借が2筆、賃貸借が2筆、期間別は1年8月が1筆、2年6月が2筆、7年6月が1筆です。なお10年と19年2月の期間を除く今回の設定期間につきましては、過年に1度、土地所有者より、機構が借り受けた分で、当時、機構が借り受けした期間の残存期間になりますので、ご承知ください。これで10号議案の説明は終わりますが、本年度、本市が、農地中間管理事業の候補地に指定し、本事業の推進を図る重点地区を、上名地区と蒲生町漆地区に設定したことを、お知らせします。なお、この2地区を担当区域とされる委員におかれましては、当該事業を活用した、農地の集積、集約化の活動の実施につきまして、本市の農政課、農業委員会事務局との情報共有や、連携が求められることとなりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、終わります。</p>
議 長	<p>それでは、募集期1 各筆1番から31番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期1 各筆1番から31番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期1 各筆1番から31番までについて、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第10号 募集期1 各筆32番から40番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>32番から33番の関係者、3番委員の退席をお願いします。</p>
	<p>委員 (3番委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、32番から33番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それではお諮りいたします。議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期1 各筆32番から33番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	〔賛成多数〕
		賛成多数により、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期1 各筆32番から33番については原案のとおり決定いたしました。 3番委員は着席してください。
議 長	委 員	（3番委員着席）
		次に、34番から39番の関係者、5番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	（5番委員退席）
		それでは、34番から39番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それではお諮りいたします。議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期1 各筆34番から39番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	〔賛成多数〕
		賛成多数により、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期1 各筆34番から39番については原案のとおり決定いたしました。 5番委員は着席してください。
議 長	委 員	（5番委員退席）
		次に、40番の関係者、4番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	（5番委員退席）

議 長	<p>それでは、40番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期1 各筆40番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第10号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、募集期1 各筆40番については原案のとおり決定いたしました。 4番委員は着席してください。</p>
委 員	<p>（4番委員着席）</p>
<p>————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>	
議 長	<p>次に日程第13、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 農地あっせんの経過報告の資料の3ページをご覧ください。26番につきましては、平成26年の9月に希望価格が総額80万ということで、申請されてましたが、平成31年の4月1日に、希望価格は農業委員会に一任しますとの、再度申請がありましたので、今年9月で5年が切れる予定でしたが、また、再度よろしく申し上げますということで、ございます。続きまして、5ページをご覧ください。54番につきましては、今月の議案第2号1番のとおり、あっせんが、成立しましたので、終了となります。〇〇さんの分ですね。続きまして、57番につきましては、あっせんが、もう終わっております、5月の総会で利用権が決定する予定です。続きまして6ページの63番につきましては、あっせんが1, 145㎡終わっております、5月の総会で利用権が決定する予定です。希望価格が3, 000㎡でしたので、引き続きあっせんのほうを、よろしく願い申し上げます。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。</p>
委 員	<p>〔報告なし〕</p>

議長	ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
	————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————
議長	次に日程第14、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。4月は19件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約4月分を、後ほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
委員	「質問・意見なし」
議長	ないようですので、 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
	————— その他 —————
議長	それでは日程第15、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国農業情報会議の報告について ○ 新規就農・新規参入促進活動の経過について
議長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	○ 農地の貸したい、借りたい総点検活動についての説明。
議長	<p>ほかにありますか。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成31年度 第1回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>[閉会]</p>
事務局長	姿勢を正してください。

	一同礼。
--	------

署名委員 _____

署名委員 _____